

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日は、その  
日を除く日  
の翌日)

## 告示

### 鳥取県告示第九十四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関を指定したので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和四十二年二月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 目次

- 健康保険法による保険医療機関の指定
- 土地改良事業の認可
- 土地改良区の役員の就任等
- 肥料の生産業者の住所の変更の届出
- 米飯提供業者の登録
- 食糧管理法施行規則による販売業者の営業所の所在地の変更の承認
- 土地の用途廃止
- 道路の供用の開始
- 豚、その死体又は豚コレラの病原体をひろげるおそれがある物品の移入を禁止する区域
- 収用委員会の審理の開催

### 公告

名	称	所	在	地	診	療	科	名	開	設	者	氏	名	指	定	年	月	日	採	用	点	数	表		
星野	医院	鳥取市川端四丁目三九			外科、小児科、整形外科			星野 茂子	昭和四十二年一月十一日												乙	表	点	数	表
谷口	医院	梶川町五七			外科、消化器科、脳神経外科、整形外科、内科			谷口 薫													甲	表	点	数	表
灘尾	歯科医院	東伯郡東伯町徳万			歯科			灘尾 定義													齒	科	点	数	表
社会福祉法人恩賜財 団済生会 境港病院		境港市米川町四七			内科、外科、産婦人科			鳥取県済生会業務担当理事 佐竹 繁男													甲	表	点	数	表

鳥取県告示第九十五号

鳥取市八坂五七番地倉田農業協同組合長理事 小島春吉から申請のあつた農業協同組合の行なう土地改良(農道)事業については、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十二年一月二十八日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により告示する。

昭和四十二年二月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第九十六号

鳥取市吉成五一〇番地美保農業協同組合組合長理事 福島政雄から申請のあつた農業協同組合の行なう土地改良(農道)事業については、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十二年一月二十八日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により告示する。

昭和四十二年二月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第九十七号

南谷土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良(かんがい排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第一項の規定に基づき、昭和四十二年一月二十八日認可したので、同法同条第八項の規定により告示する。

昭和四十二年二月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第九十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十五項の規定に基づき、次のとおり土地改良区からそれぞれ役員が就任し、又は退任した旨の届出があつたので、同法同条第十六項の規定により告示する。

昭和四十二年二月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

大倉土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

- 理事 沢住 辰蔵 東伯郡大栄町大字原一二〇番地
- 宮川 弥藏 倉吉市津原七二番一地番地
- 沢山長太郎 東伯郡大栄町大字原一〇七五番地
- 石田 俊男 島七九〇
- 沢田 常寿 龜谷三七八番二地
- 美田 輝夫 倉吉市津原六七九番一地
- 池本 実 東伯郡大栄町大字龜谷一一六四番地
- 大西 実 島八九八番地
- 筏津 貴美 西穂波一一六番地
- 宮川 永美 倉吉市津原四二七番一地
- 伊坂離禮正 別所三四八番地
- 松田 政雄 東伯郡大栄町大字龜谷四四七番一地
- 大西 和雄 島七五六番地
- 山本 吉藏 龜谷五九一番一地

〃 長柄 正一 倉吉市谷二七九番地

〃 岸田 栄 〃 鋤二五〇番地  
 監事 山崎 重平 東伯郡大栄町大字亀谷四四六番一地

〃 山崎 哲美 〃 島六九八番地

〃 明里 昇 倉吉市谷一七七番地

昭和四十一年十二月十九日臨時総代会において総選挙の結果当選十二月二十八日就任 任期四年

天津土地改良区

退任した役員の名及び住所

理事 大江 良治 西伯郡西伯町大字倭

昭和四十一年十月十日死亡による。

鳥取県告示第九十九号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十三条第一項の規定に基づき次のとおり変更の届出があつたので、同法第十六条第二項の規定により告示する。

昭和四十二年二月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号 登録年月日 氏 名 名称 住 所  
 倉振第二二七号 昭四二、一、一七 森下 義己 よしみや 東伯郡東郷町大字田畑二四九

登録番号	肥料の名称	変更に係る事項	変更前	変更後
鳥取県第二九七号	大栄水稲二号複合肥料	住 所	東伯郡大栄町字瀬戸五三の九	東伯郡大栄町由良宿五六一
第三三六号	大栄苗代複合肥料			
第三四二号	大栄水稲一号複合肥料			
第三四六号	大栄水稲三号複合肥料			
第三四七号	大栄水稲四号複合肥料			
第三四八号	大栄複合肥料 麦第一号			
第三四九号	大栄複合肥料 麦第二号			
第三五二号	大栄西瓜複合肥料			

鳥取県告示第百号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三号）第三十五条の四第一項の規定に基づき、次のとおり米飯提供業者の登録をしたので、同規則同条第四項の規定により告示する。

昭和四十二年二月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

所 營業所の所在地  
 東伯郡東郷町大字中興寺四一三番

鳥取県告示第百一号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三十三号）第三十五条の二第二項の規定に基づき、次のとおり販売業者の営業所の所在地の変更を承

登録番号 営業所の名称

変更に係る営業所の所在地

承認年月日

鳥振第三五号 鳥取米穀企業組合日進販売所 鳥取市吉方三〇七番地 鳥取市吉方八二五番地 昭四二、一、一八

鳥取県告示第百二号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十二年一月二十五日から用途廃止した。

昭和四十二年二月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所 面積 積用途

鳥取市西品治字雁津八二九番四地先及び八三三番地先 平方メートル 二四・四五 道路敷

〃 〃 八二九番三地先 一一・四五 〃

〃 〃 八二三番三地先から八二七番地先まで 一五〇・六〇 〃

〃 〃 八二九番四地先から八二八番六地先まで 一六三・九〇 水路敷

〃 〃 八二八番五地先 三三・六五 〃

道路の種類 路線名 供用開始の区間 供用開始の期日

一般国道 五十三号

八頭郡用瀬町大字古用瀬字高垣八六の四から同郡同町大字用瀬字樋ノ口四六八の二まで

昭和四十二年二月三日

認したので、同規則同条第三項の規定により告示する。

昭和四十二年二月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第百三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、昭和四十二年二月三日から二週間鳥取県土木部道路課

及び建設省鳥取工事事務所において一般の縦覧に供する。

昭和四十二年二月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百四号

豚コレラ予防に関する規則（昭和二十六年七月鳥取県規則第四十五号）  
第一条の規定に基づき、豚、その死体又は豚コレラの病原体をひろげるお  
それがある物品の移入を禁止する区域として岡山県を指定する。

昭和四十二年二月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

公 告

千代川支川日袋川改修事業に係る裁決申請について、収用委員会の審理  
を次のとおり開催する。

昭和42年2月3日

鳥取県収用委員長 若 木 禮

- 1 日時 昭和42年2月6日 11時から
- 2 場所 鳥取市東町 自治会館会議室